

21. (Gno.66) 多角的（および多数当事者間）債務関係の比較法研究

代表：遠藤 研一郎

2013 年度（開始）

【研究の目的】

複数の当事者が複雑に絡み合う法律関係の分析は、取引をはじめとする社会関係がますます複雑になりつつある現代社会にあって、重要性を増している。法人保証を含む現代的な保証や連帯債務関係、企業間の結合に伴う債権・債務の承継、契約責任や契約上の権利の第三者への拡張、多数の者が関係する不法行為責任、ネットワーク内の決済とネットワーク外の債権者の関係など、重要な問題は数多く挙げられる。この研究グループでは、このような問題を比較法的に考察し、我が国の立法・解釈に資するものがないかを探ることとする。

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度も、例年同様、多角的債務関係という共通軸を持ちつつ、メンバー各々の関心あるテーマについて研究を進めた。今年度は、リサーチ・アシスタントである遠藤久宜が、医療同意をテーマに、日本の現状を踏まえつつドイツ民法 1358 条との比較法研究を論文としてまとめ、『比較法雑誌』に公表を果たした。また、本グループの代表者である遠藤研一郎が、債務引受について、近時のドイツ法の議論を参考にしつつ検討を行い、学外の研究会でも口頭報告を行った。その成果は、2025 年度中に、研究論文として公表する予定である。

学術雑誌

遠藤久宜「他者による医療同意に関する比較法的一考察：成年後見人による医療同意と家族による医療同意」『比較法雑誌』58 巻 4 号 181 頁（2025 年 3 月）

口頭発表

遠藤研一郎 民法学の承継研究会報告（2024 年 12 月 2 日）、テーマ：債務引受